

〔参考〕 令和4年2月からの処遇改善 準備スケジュール

※令和4年1月14日時点で公表されている情報に基づき整理

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7～9月	10月以降	
配分方法		一時金でも可		2/3以上は基本給または決まって毎月支払われる手当の 引上げに充てる					
		28日	31日	15日					
介護	配分方法の検討・職員への説明	賃金改善開始の報告 を都道府県に提出	給与規程を改定（3月理事会等） 実施	2・3月分の賃金改善を	賃金改善計画書を 都道府県に提出	2・3・4月分 補助金交付	5月分補助金交付 （以降、毎月交付）	令和5年1月末まで に都道府県に実績報 告書を提出	報酬改定 により 新加算を 創設？
障害									
保育									
社会的養護									
		市町村 への申請	市町村 への申請	市町村への申請 （必要な場合）	4月～9月分交付			公定価格の 見直しにより 同様の措置	
		市町村 への申請	市町村 への申請	市町村への申請	4月～9月分交付			措置費の 仕組みの中 で対応	